

「証券 CFD 取引契約締結前交付書面・注意喚起文書」新旧対照表

2020年9月1日（下線部分変更）

新	旧
<p><u>カバー取引について</u></p> <p>・当社の株式CFD、株価指数CFD、その他指数CFD、ETF（上場投資信託）およびETN（指標連動証券）を原資産とするCFDは、下記の相手方または外国金融商品市場においてカバー取引を行います。</p> <p>商号又は名称：シンガポール取引所（Singapore Exchange） 監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局（MAS）</p> <p>…（中略）…</p> <p>商号又は名称：インタラクティブ・ブローカーズ・グループ（Interactive Brokers Group, Inc） 監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英証券先物監督機構（SFA）</p> <p><u>商号又は名称：フィリップフューチャーズ（Phillip Futures Pte Ltd）</u> 監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局</p>	<p><u>カバー取引について</u></p> <p>・当社の株式CFD、株価指数CFD、その他指数CFD、ETF（上場投資信託）およびETN（指標連動証券）を原資産とするCFDは、下記の相手方または外国金融商品市場においてカバー取引を行います。</p> <p>商号又は名称：シンガポール取引所（Singapore Exchange） 監督を受けている当局の名称：シンガポール金融管理局（MAS）</p> <p>…（中略）…</p> <p>商号又は名称：インタラクティブ・ブローカーズ・グループ（Interactive Brokers Group, Inc） 監督を受けている当局の名称：米国証券取引委員会（SEC）、米国商品先物取引委員会（CFTC）、英証券先物監督機構（SFA）</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<u>(MAS)</u>	

以上